

市町村行動計画の改定

参考資料 4

- 市町村は、特措法により都道府県行動計画に基づき、市町村新型インフルエンザ等対策行動計画を作成する。
- 市町村行動計画は、特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、また、政府行動計画及び県行動計画と整合性をとる必要がある。
- 政府行動計画の変更(R6年7月)及び県行動計画の改定(R7年3月)を受け、市町村は、市町村行動計画の変更をR8年7月までに行う必要がある。
- 県においては、市町村行動計画の改定支援として、説明会の開催、進捗状況やQ&A等の各種情報共有、県に対する意見照会への対応等を実施。

<県内市町村行動計画の改定作業進捗状況> R8年2月16日時点

	1.変更作業着手	2.学識経験者意見聴取	3.地方公共団体の長からの意見聴取	4.市町村行動計画変更	5.都道府県知事への報告	6.議会への報告・公表
完了数	15/15市町村	11/15市町村	10/15市町村	2/15市町村	0/15市町村	0/15市町村
全市町村完了(見込)時期	令和7年11月	令和8年3月	令和8年3月	令和8年6月	令和8年6月	令和8年6月

⇒令和8年6月までに県内全市町村において計画改定完了見込み

市町村行動計画の改定スケジュール

内容	国の動き	県の動き	市町村の動き
R6 12月	市町村行動計画作成の手引きの公表、 事務連絡発出(12/26)	市町村へ情報提供	
R7 1月	全国感染症危機管理担当部局長会議 (1/8)		
2月		市町村等担当者説明会(2/5) (市町村行動計画の説明、県計画(案)の確認 依頼)	
3月		県行動計画 改定(3/28) 市町村へ通知(3/31)	
4月～ R8.6 月	都道府県に対し、県内市町村の行動計画 変更のスケジュール及び進捗状況照会 (7月～) 統括庁地域ブロック会議(8/29) 全国感染症危機管理担当部局長会議 (1/9)	市町村行動計画改定支援(随時) ・国からの照会、QA共有 ・相談対応 ・県に対する意見聴取への対応 政府・県行動計画対比表の作成・共有(5/19) 市町村担当者説明会(7/2) 富山県感染症対策連携協議会①(8/19) 市町村担当者説明会(9/19) 富山県感染症対策連携協議会②(3月 書面)	各市町村において改定作業 【特措法上必要なプロセス】 ・学識経験者(感染症の専門家等)の 意見聴取 ・他の地方公共団体の長の意見聴取 (他の地方公共団体に関係する事項を 定める場合のみ) ・県への報告 ・議会への報告・公表
R8 7月			市町村行動計画 策定